

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書
<b>【提出先】</b>	近畿財務局長
<b>【提出日】</b>	平成24年11月28日
<b>【会社名】</b>	新関西国際空港株式会社
<b>【英訳名】</b>	NEW KANSAI INTERNATIONAL AIRPORT COMPANY, LTD.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 安藤 圭一
<b>【本店の所在の場所】</b>	大阪府泉佐野市泉州空港北1番地
<b>【電話番号】</b>	072-455-2121
<b>【事務連絡者氏名】</b>	財務部長 松平 正裕
<b>【最寄りの連絡場所】</b>	同上
<b>【電話番号】</b>	同上
<b>【事務連絡者氏名】</b>	同上
<b>【届出の対象とした募集有価証券の種類】</b>	社債
<b>【届出の対象とした募集金額】</b>	一般募集 第1回社債（一般担保付）（3年債）10,000,000,000円 一般募集 第2回社債（一般担保付）（5年債）10,000,000,000円 一般募集 第3回社債（一般担保付）（10年債）10,000,000,000円 計 30,000,000,000円 （注）一般募集の金額は有価証券届出書提出日現在の見込額であります。
<b>【安定操作に関する事項】</b>	該当事項はありません。
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年11月19日付をもって近畿財務局長に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成24年11月28日に社債の利率につき仮条件を提示することになりましたので、これに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行社債（短期社債を除く。）（3年債）

利率の欄

申込期間の欄

払込期日の欄

欄外注記

##### 3 新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）

利率の欄

申込期間の欄

払込期日の欄

欄外注記

##### 5 新規発行社債（短期社債を除く。）（10年債）

利率の欄

申込期間の欄

払込期日の欄

欄外注記

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は、\_\_\_野で示しております。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行社債（短期社債を除く。）（3年債）】

利率の欄

（訂正前）

利率（％）	未定 (平成24年11月28日に仮条件の提示を行い、需要状況を勘案したうえで、平成24年12月6日から平成24年12月11日までの間に決定する予定である。)
-------	---

（訂正後）

利率（％）	未定 (第275回国債の流通利回り（年2回複利ベース）に0.09%を加えた率～同利回りに0.17%を加えた率を仮条件とする。)(注)14
-------	---

申込期間の欄

（訂正前）

申込期間	平成24年12月11日 (注)14
------	-------------------

（訂正後）

申込期間	平成24年12月11日 (注)15
------	-------------------

払込期日の欄

（訂正前）

払込期日	平成24年12月17日 (注)14
------	-------------------

（訂正後）

払込期日	平成24年12月17日 (注)15
------	-------------------

欄外注記

（訂正前）

(注)

< 前略 >

#### 5. 公告の方法

- (2) 本社債につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、当会社の定款所定の電子公告（ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当会社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪府で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。重複するものがあるときは、これを省略することができる。）又は社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債権管理者が社債権者のために必要と認められる場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

< 中略 >

14. 申込期間及び払込期日については、上記の通り内定しておりますが、利率の決定日において正式に決定する予定であります。なお、申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は最長で平成24年11月28日から平成24年12月11日までを予定しておりますが、実際の利率の決定については、平成24年12月6日から平成24年12月11日までのいずれかの日（以下「利率等決定日」という。）を予定しております。

したがいまして、

利率等決定日が平成24年12月6日の場合、申込期間は「平成24年12月6日」、払込期日は「平成24年12月17日」  
利率等決定日が平成24年12月7日の場合、申込期間は「平成24年12月7日」、払込期日は「平成24年12月17日」  
利率等決定日が平成24年12月10日の場合、申込期間は「平成24年12月10日」、払込期日は「平成24年12月17日」  
利率等決定日が平成24年12月11日の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、  
となりますのでご注意ください。

(訂正後)

(注)

< 前略 >

5. 公告の方法

(2) 本社債につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、当会社の定款所定の電子公告(ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当会社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。重複するものがあるときは、これを省略することができる。)又は社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認められる場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

< 中略 >

14. 利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成24年12月6日から平成24年12月11日までの間に決定する予定であります。

15. 申込期間及び払込期日については、上記の通り内定しておりますが、利率の決定日において正式に決定する予定であります。なお、申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は最長で平成24年11月28日から平成24年12月11日までを予定しておりますが、実際の利率の決定については、平成24年12月6日から平成24年12月11日までのいずれかの日(以下「利率等決定日」という。)を予定しております。

したがいまして、

利率等決定日が平成24年12月6日の場合、申込期間は「平成24年12月6日」、払込期日は「平成24年12月17日」

利率等決定日が平成24年12月7日の場合、申込期間は「平成24年12月7日」、払込期日は「平成24年12月17日」

利率等決定日が平成24年12月10日の場合、申込期間は「平成24年12月10日」、払込期日は「平成24年12月17日」

利率等決定日が平成24年12月11日の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、

となりますのでご注意ください。

(注)14の追加及び番号変更

## 3 【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】

## 利率の欄

(訂正前)

利率（％）	未定 (平成24年11月28日に仮条件の提示を行い、需要状況を勘案したうえで、平成24年12月6日から平成24年12月11日までの間に決定する予定である。)
-------	---

(訂正後)

利率（％）	未定 (第289回国債の流通利回り(年2回複利ベース)に0.09%を加えた率～同利回りに0.17%を加えた率を仮条件とする。)(注)14
-------	---

## 申込期間の欄

(訂正前)

申込期間	平成24年12月11日 (注)14
------	-------------------

(訂正後)

申込期間	平成24年12月11日 (注)15
------	-------------------

## 払込期日の欄

(訂正前)

払込期日	平成24年12月17日 (注)14
------	-------------------

(訂正後)

払込期日	平成24年12月17日 (注)15
------	-------------------

## 欄外注記

(訂正前)

(注)

&lt; 前略 &gt;

## 5. 公告の方法

- (2) 本社債につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、当会社の定款所定の電子公告（ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当会社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。重複するものがあるときは、これを省略することができる。）又は社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債権管理者が社債権者のために必要と認められる場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

&lt; 中略 &gt;

14. 申込期間及び払込期日については、上記の通り内定しておりますが、利率の決定日において正式に決定する予定であります。なお、申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は最長で平成24年11月28日から平成24年12月11日までを予定しておりますが、実際の利率の決定については、平成24年12月6日から平成24年12月11日までのいずれかの日（以下「利率等決定日」という。）を予定しております。

したがいまして、

利率等決定日が平成24年12月6日の場合、申込期間は「平成24年12月6日」、払込期日は「平成24年12月17日」

利率等決定日が平成24年12月7日の場合、申込期間は「平成24年12月7日」、払込期日は「平成24年12月17日」

利率等決定日が平成24年12月10日の場合、申込期間は「平成24年12月10日」、払込期日は「平成24年12月17日」

利率等決定日が平成24年12月11日の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、

となりますのでご注意ください。

（訂正後）

（注）

< 前略 >

5. 公告の方法

- (2) 本社債につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、当会社の定款所定の電子公告（ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当会社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。重複するものがあるときは、これを省略することができる。）又は社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認められる場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

< 中略 >

14. 利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成24年12月6日から平成24年12月11日までの間に決定する予定であります。

15. 申込期間及び払込期日については、上記の通り内定しておりますが、利率の決定日において正式に決定する予定であります。なお、申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は最長で平成24年11月28日から平成24年12月11日までを予定しておりますが、実際の利率の決定については、平成24年12月6日から平成24年12月11日までのいずれかの日（以下「利率等決定日」という。）を予定しております。

したがいまして、

利率等決定日が平成24年12月6日の場合、申込期間は「平成24年12月6日」、払込期日は「平成24年12月17日」

利率等決定日が平成24年12月7日の場合、申込期間は「平成24年12月7日」、払込期日は「平成24年12月17日」

利率等決定日が平成24年12月10日の場合、申込期間は「平成24年12月10日」、払込期日は「平成24年12月17日」

利率等決定日が平成24年12月11日の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、

となりますのでご注意ください。

(注)14の追加及び番号変更

## 5 【新規発行社債（短期社債を除く。）（10年債）】

## 利率の欄

（訂正前）

利率（％）	未定 (平成24年11月28日に仮条件の提示を行い、需要状況を勘案したうえで、平成24年12月6日から平成24年12月11日までの間に決定する予定である。)
-------	---

（訂正後）

利率（％）	未定 (平成24年12月4日入札予定の10年国債の流通利回り（年2回複利ベース）に0.09%を加えた率～同利回りに0.17%を加えた率を仮条件とする。)(注)14
-------	--

## 申込期間の欄

（訂正前）

申込期間	平成24年12月11日 (注)14
------	-------------------

（訂正後）

申込期間	平成24年12月11日 (注)15
------	-------------------

## 払込期日の欄

（訂正前）

払込期日	平成24年12月17日 (注)14
------	-------------------

（訂正後）

払込期日	平成24年12月17日 (注)15
------	-------------------

## 欄外注記

（訂正前）

(注)

&lt; 前略 &gt;

## 5. 公告の方法

- (2) 本社債につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、当会社の定款所定の電子公告（ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当会社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。重複するものがあるときは、これを省略することができる。）又は社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債権管理者が社債権者のために必要と認められる場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

&lt; 中略 &gt;

14. 申込期間及び払込期日については、上記の通り内定しておりますが、利率の決定日において正式に決定する予定であります。なお、申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は最長で平成24年11月28日から平成24年12月11日までを予定しておりますが、実際の利率の決定については、平成24年12月6日から平成24年12月11日までのいずれかの日（以下「利率等決定日」という。）を予定しております。

したがいまして、

利率等決定日が平成24年12月6日の場合、申込期間は「平成24年12月6日」、払込期日は「平成24年12月17日」

利率等決定日が平成24年12月7日の場合、申込期間は「平成24年12月7日」、払込期日は「平成24年12月17日」

利率等決定日が平成24年12月10日の場合、申込期間は「平成24年12月10日」、払込期日は「平成24年12月17日」

利率等決定日が平成24年12月11日の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、

となりますのでご注意ください。

（訂正後）

（注）

< 前略 >

5. 公告の方法

- (2) 本社債につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、当会社の定款所定の電子公告（ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当会社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。重複するものがあるときは、これを省略することができる。）又は社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認められる場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

< 中略 >

14. 利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成24年12月6日から平成24年12月11日までの間に決定する予定であります。

15. 申込期間及び払込期日については、上記の通り内定しておりますが、利率の決定日において正式に決定する予定であります。なお、申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は最長で平成24年11月28日から平成24年12月11日までを予定しておりますが、実際の利率の決定については、平成24年12月6日から平成24年12月11日までのいずれかの日（以下「利率等決定日」という。）を予定しております。

したがいまして、

利率等決定日が平成24年12月6日の場合、申込期間は「平成24年12月6日」、払込期日は「平成24年12月17日」

利率等決定日が平成24年12月7日の場合、申込期間は「平成24年12月7日」、払込期日は「平成24年12月17日」

利率等決定日が平成24年12月10日の場合、申込期間は「平成24年12月10日」、払込期日は「平成24年12月17日」

利率等決定日が平成24年12月11日の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、

となりますのでご注意ください。

(注)14の追加及び番号変更